

【平成 28 年 3 月 22 日】

土壤汚染対策法施行令の一部の改正について

「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」が平成 28 年 3 月 18 日閣議決定されました。本政令は、現在 25 物質が指定されている土壤汚染対策法の特定有害物質に、新たにクロロエチレンを追加指定するものです。

1. 改正の概要.

土壤汚染対策法第二条第一項の政令で定める物質として、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）が指定されます。

追加（見込）特定有害物質

→ クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

※同物質の土壤環境基準については、本政令の公布と同時期に公布が予定されております。

2. 施行期日

この政令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなります。